

給水装置工事設計施工要綱の改訂について

主な改訂内容

① メーター脱装置追加

岩見沢市では、地下メーターが地上より1 m近く下にあるため、検満作業時に時間や労力を要していた。そのため、新築時のメーター敷設の際、メーター着脱装置を使用し、次回の検満作業を容易にしたい。

② 担当部課系の名称変更

③ 民法の一部改正による利害関係人に関する解説文の追加

民法の一部を改正する法律により給水装置の工事を申し込む場合において、今回新設された民法の規定の適用があるときは、土地・設備の所有者の承諾書の提出を不要とする。（概略は別紙「民法の一部改正に伴う給水装置工事の申し込みに係る承諾書の取扱いについて」をご参照ください。

④ 既設給水管使用の有無

既設給水管を使用した際の取扱方法を変更する。